

南牧村指定地域密着型サービス事業所の指定及び更新、同意申請手続き Q&A について

Q・平成 24 年 3 月 22 日以前の申請の人が但し書きにある 6 ヶ月から 2 か月前に提出出来なかった時の救済はあるのか？または、密着型の審査が遅れ有効期限を過ぎた場合は？

A・法第 70 条の 2 第 1 項に「指定の有効期限満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。」としめされており、やむおえず決定や審査が遅れて有効期限を過ぎた場合は決定が下されるまでは有効となります。

●村内事業者を他の市町村が指定又は更新する場合の同意基準とサービスの種類について

Q・村内被保険者の利用要望がない状態とはどんな状態か？

A・村内の被保険者の利用要望待機者がなく利用の要望者もない状態のこと。

Q・他の市町村の指定を受けているが、指定を受けている市町村からの新しい被保険者の利用はできるのか？

A・指定をうけている他市町村の被保険者は利用できます。

●村外事業者を南牧村が指定又は更新又は同意等を行う場合の基準とサービスの種類について

Q・(1)南牧村が定める日常生活圏域内とは？

・(2)日常生活圏域以外の事業者だったら？

A・(1)富岡市・下仁田町・甘楽町の 3 市町のことです。

・(2)各申請や同意はできません。

Q・(1)申請する村外事業者の指定地域密着型サービス施設と同様の村内事業者及び既に指定している村外事業者の利用定員に空きがないこととは？

・(2)申請する村外事業者のサービスを利用したい村内被保険者が必ずいることとは？

A・(1)既に指定している所が、被保険者が利用できるのであれば、他市町村の地域密着型施設を頼む必要性がないので指定等しません。(2)また、南牧村の被保険者が未確定なのに申請する場合も計画性がないので指定、更新、同意等できません。

これら、(1)・(2)は必要性や計画性のない指定、更新、同意等は南牧村介護保険事業計画の達成に支障を生ずる恐れがあると認められるからです。(法第 78 条の 2 第 5 項参照)

Q・村外の事業者だが、現在利用している被保険者がいるが更新や同意等できないのか？

A・現在利用している南牧村の被保険者がおり、有効期限後もその施設を利用する状況であれば必要性や計画性も認められるので更新や同意等は認められる。

Q・村外事業者だが現在指定を受けており、新しい南牧村の被保険者を利用させてはいけないのか？

A・村内事業者に利用定員に空きがないとは、指定や更新同意などの手続き時のことで、現在指定を受けている事業者は、南牧の被保険者の利用要望があれば随時利用させられます。

● 被保険者からの質問等

Q・被保険者がすぐに親戚や関係者がいる他市町村の日常生活圏域以外の事業者を利用したい場合又は南牧村の指定業者以外の事業者を利用したい場合は？

A・地域密着型サービスは、その施設がある市町村の住民が利用できる施設ですので、その市町村に住んでいる親戚や関係者の家に住所転入すれば、その市町村の住民となり、利用したい事業者の利用態勢が整っていれば、転入後すぐにご利用可能と思います。